

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」 ニュースレター 第40号

【第5回地域協議会議案書面決議及び緊急WEB配信結果報告】

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議開催に代わり
議案の書面決議と事務局からのWEBによる動画発信を行いました

■地域協議会メンバー(53機関)

中部管区警察局、総務省東海総合通信局、財務省東海財務局、厚生労働省東海北陸厚生局、農林水産省東海農政局、経済産業省中部経済産業局、経済産業省中部近畿産業保安監督部、国土地理院中部地方測量部、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、気象庁名古屋地方気象台、海上保安庁第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、海津市、養老町、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町、朝日町、川越町、日本赤十字社愛知県支部、日本放送協会名古屋放送局、日本銀行名古屋支店、中日本高速道路株式会社名古屋支社、東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、西日本電信電話(株)東海事業本部、東邦瓦斯(株)、中部電力(株)、(株)NTTドコモ東海支社、中部地区エルピーガス連合会、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、(公社)愛知県バス協会、(公社)三重県バス協会、【以下オブザーバ】内閣府政策統括官(防災担当)、岐阜県警察本部、愛知県警察本部、三重県警察本部 東海商工会議所連合会、(一社)中部経済連合会部

■第5回地域協議会議案書面決議の概要

■実施期間：令和2年4月10日(金)～17日(金)

■実施方法：書面決議

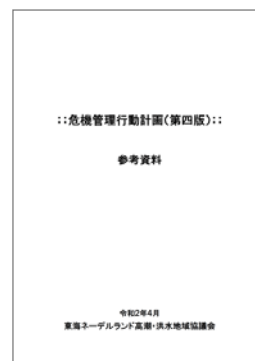
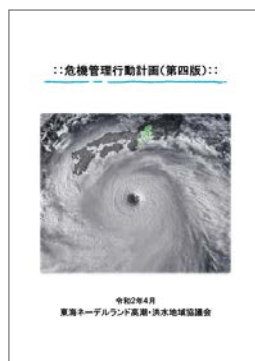
オブザーバ6機関を除く協議会委員47機関に書面にてお諮りし
不承認とされた機関はありませんでした。

○議案

- (1) 危機管理行動計画(第四版)(案)の承認
- (2) 危機管理行動計画(第四版)参考資料(案)の承認
- (3) 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会規約(改正案)の承認

1. 危機管理行動計画(第四版)(案)

今年度までに議論を重ね完成させた、危機管理行動計画(第四版)(案)及び参考資料(案)が規約に定められた2/3以上の議決をもって承認されました。



2. 規約(改正案)

規約(改正案)が承認されました。

- 委員の役職が変更となった機関：近畿日本鉄道(株)、中部電力(株)、(株)NTTドコモ東海支社

■緊急WEB配信の概要

■開催日時：令和2年4月24日（金）14：00～14：45

■開催方法：WEB配信（YouTube）

■参加人数：56名

○次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 事務局からの説明
 - 1) TNT協議会の経緯等の振り返り
 - 2) 危機管理行動計画（第四版）の概要
 - 3) 令和2年度の取り組み方針（案）について
 - 4) 今後の検討テーマと方針（案）について
- (3) 閉会のあいさつ



1. 開会あいさつ【中部地方整備局 勢田局長】



勢田中部地方整備局長
による開会あいさつ

本日は、年度初め早々ご多用のところですが、新型コロナウイルスの対応もある中でご参加いただきまして、誠にありがとうございます。これからいよいよ出水期になります。世の中でも、その出水期における避難所のあり方について、相当問題意識が高まってきました。先行して、さまざまな検討をされていることを聞いています。是非またその面でも、我々も一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

危機管理行動計画（第四版）ですが、皆様のご協力をいただきまして、文書決議ご承認ということになりました。本当にありがとうございます。

危機管理行動計画は、東海地方の低平地で計画規模を超える高潮や洪水による大規模かつ広域的な浸水被害が発生した場合に備えて、関係機関が連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」です。平成27年に策定された第三版から第四版の策定に向けて、これまでWG、図上訓練及び作業部会でさまざまな検討してきていただいたところですが、実効性を伴う計画とするには、まだまだ課題は残されていると思っています。第四版の策定は、広域避難の実効性の第一歩と考えています。

皆さんも記憶にあらうかと思いますが、昨年、令和元年台風第19号（東日本台風）において、東京の江東5区で広域避難のタイミングに苦慮されました。一方、茨城県では、事前の広域避難に関する取り組みを自治体間で調整して、うまく機能させていたという事例もあります。

TNTでは特に、広域避難の実施に関しましては、関係機関と連携した取り組みの具現化に向けて、いよいよ本腰を上げて進めていかなければならないと思っています。水災害時の避難所におけるコロナウイルス感染対策、拡大防止対策の観点から、河川管理者に要請することがあれば、遠慮なくお申し出いただきたいと思っております。

例えば、遠隔地も含め避難所の分散化・広域化などを行う場合には、早く行動する必要があると思っております。そうすると、従来よりも早く予測情報を提供するということも考えられると思っております。なお、そういう場合につきましては、我々の方も準備が必要であるため、できれば事前に、想定される要請内容を教えていただくと、我々も速やかに対応できると思っております。

最後になりますが、TNTの危機管理行動計画が、各組織の計画に反映されて実効性を伴う計画になっていくよう、今後もTNTという貴重な場を活用して、住民の皆様の命を守るための前向きな行動に結びつくことを願ひまして、挨拶に代えさせていただきます。

2. 危機管理行動計画（第四版）について

事務局より、危機管理行動計画（第四版）の全体の概要及び主な変更点について説明がありました。主な変更点は、以下の通りです。

- ① 情報共有準備室・情報共有本部の具体化
- ② TNT 関係機関タイムラインの改正
- ③ 自主的危機回避行動の定義・必要性の明確化
- ④ その他
 - ・防災意識啓発方策
 - ・地域BCPの位置づけ
 - ・避難バス調達ルール
 - ・課題への対応



配信資料の画面を視聴する機関に配信



事務局による説明



3. 令和2年度の取り組み方針（案）について

危機管理行動計画の実効性の向上を目指して、現在抱えている様々な課題に対して改善を図っていくためにも、関係機関が連携し、TNT協議会として引き続き活動していくことについて説明がありました。

■作業部会による課題の検討を継続

- ・フェーズ0（台風上陸前）における課題を中心に具体的な検討を進め、3つのWGによる意見交換・議論を踏まえつつ全体会議で調整・合意を図る。
- ・構成機関の主体的な取り組みの推進のため、全国の先進事例や各機関の取り組み事例や課題及び今後の予定等を発表いただく。

■訓練の実施

- ・台風期前を目途に、関係機関が連携した実働訓練（情報伝達）を行い、危機管理行動計画を確認・検証する。
- ・各機関のタイムライン再確認のため、作業部会において図上訓練（TNT タイムラインの読み上げ）を行う。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	事前調整			結果整理			対応案整理					
				実働訓練 (情報伝達)			作業部会 (WG)			作業部会 (WG)		
				<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ0（台風上陸前）中心 ・関係機関による情報伝達・共有 ・危機管理行動計画の確認・検証 			<ul style="list-style-type: none"> ・全体での読み上げ訓練 ・各WGによる意見交換 ・実働訓練の振り返り ・先進事例の紹介 			<ul style="list-style-type: none"> ・各WGによる意見交換 ・課題解決に向けた検討 ・各機関の取り組み状況 		

4. 今後の検討テーマと方針（案）について

- ◇危機管理行動計画の実効性向上を目指して、都道府県地域防災会議の協議会（法定協議会）の実現について県と調整するとともに、今後改正が予定されている災対法（発災前の災害対策本部設置等）に沿った、実効性を伴った危機管理行動について検討する。
- ◇被害想定について、水防法の一部改正により公表される想定最大規模のL2高潮とL2洪水の浸水想定区域を重ね合わせる方法について検討する。
- ◇行政が主導する広域避難と、住民各自で確保する自主的危機回避行動（自主避難）の考え方について、検証・見直しをする。
- ◇避難先市町村との調整について、先行事例（江東5区、桑員2市2町等）をもとにWGの全体会議において検討を行う。
- ◇広域避難開始の基準・タイミング・方法について、避難に要する時間と災害発生の予測精度の関係を考慮した事務局案を作成してWGで議論する。
- ◇広域避難に関する認知度・理解度向上を目指して、関係機関が連携した訓練を実施する。
- ◇住民が早期に避難行動を開始するための効果的な情報伝達方法、風水害リスクの周知に関するマスメディアとの連携等について、マスメディアと意見交換を行う。
- ◇情報共有システム（サイト）について、情報共有準備室、情報共有本部での実運用や意見照会・訓練の結果を踏まえて改良する。
- ◇フェーズ0における事前対策についてWGで議論を進めるほか、フェーズI以降（発災後）の活動について、中部圏地震防災基本戦略（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議）と一元化して検討する。
- ◇早期の社会活動停止方策について、教育委員会や民間企業に対して、学校の休校や企業の休業の意思決定の仕組み等に関するアンケート調査を実施する。

5. 事務局の説明に対するご意見と事務局回答

① 避難先市町村との調整

ご意見：関係市町村の避難計画との整合などの課題を継続的に検討していくこと、広域避難に関する具体的な避難先の確保などについて、作業部会などを通じて推進していただきたい。

事務局回答：広域避難開始のタイミング、避難方法、避難先等については課題が多く残されており、受け入れ先市町村との調整が不可欠であるため、引き続き、TNTのWGや作業部会を通じて議論を深めていきたい。

② 情報共有準備室、情報共有本部の設置頻度

ご意見：情報共有準備室、情報共有本部の設置頻度はどれぐらいになるのか。

事務局回答：1951年以降、伊勢湾付近を通る台風を基準にすると、情報共有準備室は4年に1回程度、情報共有本部は10年に1回程度の頻度となる。昨年台風19号では、情報共有準備室の設置基準には該当したが、情報共有本部の設置基準までには達しなかった。

③ 災害対策基本法の改正

ご意見：4月15日の読売新聞に、「自然災害時に住民が居住地外の自治体に逃げる広域避難を円滑に進めるため、政府は、公共交通機関や、周辺自治体に協力を指示できるよう災害対策基本法を改正することを固めた」とあったが、TNTにどのように影響してくるのか。

事務局回答：広域避難は「市町村が実施することを基本」というこれまでの考えに加えて、「国などの関与が必要」ということが大きなポイントで、非常災害対策本部の設置を従来の発災後ではなく、台風の接近や高潮などが起きる恐れがあると判断したケースについては、事前に設置できるようになる。まさにTNTが考えてきた、「法律にとらわれない、関係機関が連携して行動する際の、規範となるよう定めた危機管理行動計画」に、法律が伴ってこようとしている。この災対法の改正が進めば、広域避難の実効性が大きく前進すると思っている。

6. 閉会あいさつ【中部地方整備局 宮武河川部長】

皆さん、こういう形ではありましたが地域協議会、緊急WEB配信へのご参加、ありがとうございました。

第四版の策定は広域避難の実効性の第一歩という話が、冒頭に中部地方整備局の勢田局長からありました。まさに、議論から行動へと移り変わった瞬間です。これまでの議論を踏まえて、今回から実効性を高めるということです。

先ほど台風19号の話題で出てきた茨城県の境町は、ちょうど茨城、群馬、栃木、埼玉の四県に囲まれた町です。ここで広域避難が実行されたわけですが、その後のNHKさんの特集を見ますと、やはり訓練をしっかりとやっていたということが、キーになっていました。

今回この第四版は、あくまでも「規範となるよう定めた計画」ということで、それぞれ皆さま方の組織・機関で計画、体制、それから訓練をぐるぐる回していかないと、実効性は高まらないわけです。是非、そのぐるぐる回すことをやっていかななくてはならないということ、ご理解願いたいと思います。

昨年、台風19号が狩野川台風と同じルートで来ました。最初は、まさに中部圏域ゼロメートル地帯に向かって来ていました。東京都荒川流域の江東5区では、計画運休で広域避難が上手くいかなかったということになりましたが、ひょっとしたら、あれは我々の姿だったかもしれません。現に60年前は、狩野川台風の翌年に伊勢湾台風が来ています。今年、この第四版が出来上がったというタイミングは、ひょっとするとギリギリセーフという結果になるかもしれません。

そういう意味でも、今回の危機管理行動計画（第四版）が各組織の計画に素早く反映され、実効性を伴う計画、体制、訓練に繋がっていきますよう、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。



宮武河川部長による
閉会あいさつ

当ニュースレターに関しまして、ご意見・お気付きの点等がございましたら、右記のメールアドレスまでご連絡ください。cbr-mizucenter@mlit.go.jp

協議会事務局(中部地方整備局河川部)令和2年6月発行